

「改正育児・介護休業法等説明会」のご案内

「改正育児・介護休業法」が令和7年4月1日から段階的に施行されます。また、「改正次世代育成支援対策推進法」により、次世代法の有効期限が令和17年3月末までに延長されます。さらに、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、令和6年11月1日から施行されます。

宮城労働局では、管内企業等を対象にした説明会を県内3か所で開催いたします。ぜひご参加ください。



◆ 開催日時・場所

会場	開催日時	場所
石巻	令和6年11月20日（水） 13:30～15:30	石巻市水産総合振興センター 3階大会議室 石巻市魚町2丁目12-3 ※会場の平面駐車場・立体駐車場がご利用いただけます。
大崎	令和6年11月26日（火） 13:30～15:30	大崎建設産業会館 2階大会議室 大崎市古川旭4丁目3-24 ※古川総合体育館の駐車場がご利用いただけます。
仙台	令和6年12月3日（火） 13:30～15:30	仙台サンプラザ 3階クリスタルルーム 仙台市宮城野区榴岡5-11-1 ※公共交通機関でお越しください。

◆ 説明内容

- (1) 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法
- (2) フリーランス・事業者間取引適正化等法
- (3) その他（両立支援等助成金等）

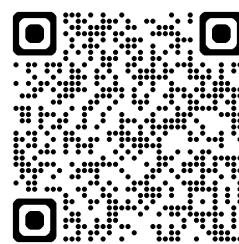
◆ 申込方法（1社あたり2名様までお申込みいただけます。）

- ① 宮城労働局ホームページよりお申込ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/kaiseihou_20240725.html

- ② または、右の**申込フォーム**からお申込下さい。

申込
フォーム



- ・本説明会は、先着順・事前予約制です。**開催日の1週間前まで**にお申込みください。
- ・各会場とも、**受付開始は13:00**（開始30分前）です。
- ・当説明会のお申し込みにあたりお預かりした個人情報、本事業に係るご連絡にのみ使用させていただきます。

改正育児・介護休業法等
の改正内容はこちら →



フリーランス・事業者間
取引適正化等法の
詳細はこちら →

